

平成27年

泉州南消防組合議会第1回臨時会会議録

平成27年5月19日 開会

平成27年5月19日 閉会

泉 州 南 消 防 組 合 議 会

平成27年 泉州南消防組合議会第1回臨時会会議録

目 次

○第1日（平成27年5月19日）（火）	
○議事日程	1
○出欠議員	1
○説明員職員氏名	1
○職務のために出席した職員氏名	1
○本会議の会議事件	1
○会議録署名議員	2
○諸般の報告	2
○開会・開議	2
○議席の指定	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○選挙第3号	3
議会副議長の選挙について	3
指名推選	3
道工副議長挨拶	3
○報告第1号上程	4
平成26年度泉州南消防組合事故繰越報告について	4
北川消防長報告	4
質疑	4
○議案第6号上程	12
動産の買入れについて	12
北川消防長・提案説明	12
質疑	13
討論	14
採決	14
○議案第7号上程	14
泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する 条例制定について	14
北川消防長・提案説明	14
質疑	15
討論	16
採決	16
○議案第8号上程	16

泉州南消防組合行政手続条例の一部を改正する条例制定について……………	16
北川消防長・提案説明……………	16
質疑……………	17
討論……………	18
採決……………	18
○議案第9号上程……………	18
監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについて……………	18
千代松管理者・提案説明・採決……………	18
阪口監査委員（議会選出）挨拶……………	19
○閉会……………	19

泉州南消防組合議会第1回臨時会第1日

(5月19日)

平成27年 泉州南消防組合議会第1回臨時会（第1日）

平成27年5月19日（火）

○第1日の議事日程

日程第1				議席の指定について
日程第2				会議録署名議員の指名について
日程第3				会期の決定について
日程第4	選	挙	第3号	議会副議長の選挙について
日程第5	報	告	第1号	平成26年度泉州南消防組合事故繰越報告について
日程第6	議	案	第6号	動産の買入れについて
日程第7		〃	第7号	泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第8		〃	第8号	泉州南消防組合行政手続条例の一部を改正する条例制定について
日程第9		〃	第9号	監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについて

○議員定数15名

出席議員15名

木下豊和	竹田光良	和気信子	庄司和雄
木村正雄	三原伸一	明貝一平	東小夜子
道工晴久	中原晶	中村哲夫	野口新一
大庭聖一	阪口均	鱧谷陽子	

○説明員職員

管理者	千代松大耕	副管理者	竹中勇人	副管理者	福山敏博
副管理者	中西誠	副管理者	原明美	副管理者	田代堯
会計管理者	射手矢光雄	消防長	北川悟	理事	吉村昭彦
理事	小西良昭	理事	花枝岩夫	理事	清水養一
理事兼熊取署長	松藤忠直	総務課長	寒川徹	予防課長	中西正
警備課長	内山裕美	総務課参事	中川隆仁	総務課参事	奥上文二
警備課参事	大西保				

○職務のために出席した職員

消防次長	竹内寛二	課長代理	阪木直也	主幹	南川智春
主幹	北谷守	係長	尾上昌明	主査	増田文彦
係員	脇丸達也				

○本会議の会議事件

- ◇議会副議長の選挙について
- ◇平成26年度泉州南消防組合事故繰越報告について
- ◇動産の買入れについて
- ◇泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ◇泉州南消防組合手続条例の一部を改正する条例制定について
- ◇監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについて

○地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員

木村正雄 明貝一平

会 議 の て ん ま つ

開会（午前10時00分）

事務局（竹内寛二君）皆様、おはようございます。

議会開催に先立ちましてご報告申し上げます。

ご発言時の注意事項としまして、お手数ですが、ご起立のうえ、お手元のマイクのスイッチを入れていただき、ご発言が終わりましたら再度スイッチを押して切断していただき、ご着席いただきますようお願いいたします。

それでは、庄司議長、よろしくお願いいたします。

議長（庄司和雄君）皆様、おはようございます。

開会に先立ち、諸般の報告、議員の任期満了について報告いたします。

熊取町議会選出の佐古員規君、矢野正憲君、田尻町議会選出の高木謙治君、仁部順行君、岬町議会選出の奥野学君、道工晴久君については、議員の任期が満了したことに伴い、関係町議会において当消防組合議会議員の選出選挙を行なったところ、熊取町議会から阪口均君、鱧谷陽子君、田尻町議会から明貝一平君、東小夜子君、岬町議会からは道工晴久君、中原晶君が選出されております。

報告は以上です。

議長（庄司和雄君）ただ今より、平成27年泉州南消防組合議会第1回臨時会を開会いたします。

議員定数15名中、出席議員15名でありますので、会議が成立いたします。

議長（庄司和雄君）それでは、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元の一覧表のとおりであります。

議長（庄司和雄君）まず、日程第1、議席の指定についてを議題といたします。

議席の指定につきましては、ただ今着席のと通りの議席を指定したいと思っております。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）ないようでございますので、さよう決定いたしました。

議長（庄 司 和 雄君）次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

泉州南消防組合議会会議規則第68条の規定により、本会の会議録署名議員として木 村 正雄君、明 貝 一 平君の兩名を指名いたします。

よろしく願いいたします。

議長（庄 司 和 雄君）次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

議長（庄 司 和 雄君）次に、日程第4、選挙第3号 議会副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思えます。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

なお、指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）異議なしと認めます。

よって、議長において指名をすることに決定いたしました。

副議長に道 工 晴 久君を指名いたします。

お諮りします。

ただ今、議長において指名いたしました道 工 晴 久君を副議長の当選人と定めることに、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました道 工 晴 久君が副議長に当選されました。

ただ今、副議長に当選されました道 工 晴 久君が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

この際、道 工 晴 久君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

道工晴久副議長。

副議長（道 工 晴 久君） 発言のお許しを得ましたので、一言、副議長就任のご挨拶を申し上げます。

ただ今、議長のほうからご指名いただきました道 工 晴 久でございます。よろしくお願い申しあげます。

微力でございますけれども、皆様方のご協力、ご指導を仰ぎながら、消防組合議会副議長の職務をしっかりと全うしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申しあげます。

簡単でございますが、就任のご挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございます。

議長（庄 司 和 雄君）ありがとうございました。

議長（庄 司 和 雄君）次に、日程第5、報告第1号 平成26年度泉州南消防組合事故繰越報告についてを議題といたします。

提案者の報告を求めます。

北川消防長。

消防長（北 川 悟君）それでは、報告第1号 平成26年度泉州南消防組合事故繰越報告についてご説明申しあげます。

恐れ入りますが、議案書の3ページをお開き願います。

この報告は地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは繰越計算書を調製し、これを議会に報告しなければならないとなっていることから報告させていただくものでございます。

本件の事故繰越は、消防庁舎改修事業における熊取署庁舎外壁改修工事についてでございまして、工期を平成27年3月31日として進めておりましたが、タイル張り替え工事で既設タイルを撤去したところ、設計時の想定より躯体の状態が著しく悪いことが分かり、モルタルの下地塗りも当初の2倍必要となり、さらに左官作業開始後に降雨が続いたため工事の休止も発生するなど、当初に想定できない事情により工程を延期せざるを得なくなったもので、内容につきましては5ページをご覧くださいと思います。

平成26年度泉州南消防組合事故繰越繰越計算書、款 消防費、項 消防費、事業名 消防庁舎改修事業（熊取署）として支出負担行為額713万8,800円、平成26年度内に完了した工事の支出済額244万円、事故により遅れた工事分、翌年度繰越額469万8,800円でございます。左の財源内訳といたしまして未収入特定財源で起債額350万円、一般財源119万8,800円となっているところでございます。

簡単ではございますが、報告は以上のとおりでございます。

よろしくご理解賜りますようお願い申しあげます。

議長（庄 司 和 雄君）ただ今の報告につきまして、質疑ございませんか。

鱧谷議員。

議員（鱧 谷 陽 子君）少し教えていただきたいんですけども、よろしくお願い申しあげます。

この工事は、4面、熊取町には壁があるんですけども、一部の工事だとお聞きしております。全部でどのぐらいの金額を予定されておりますのか。

そしてまた、この工事で延びた分で掛かりましたお金の増額というのは、どのぐらい出たかというのを、増額といいますか、延びた分といいますか、工事費が延びてしまつて長くなると、それはもう全く関係はないということなんでしょうか。

それと、耐震工事かとは思いますが、それで耐震というのは壁面だけでいいのかどうか、耐震の率が下がっているとかというふうなことがないのかどうか、お聞きしたいと思います。壁面にクラックが起きているというふうなことで、耐震率というのが下がっているというようなことはないかということをお聞きしたいのと、それから、年数がかなり経ってきていると思うんですが、どれぐらいで建て替えしなければならないのかというふうなところ辺が分かりましたら、何年ぐらいもつ建物なのかというのが分かりましたら教えていただけたらと思います。

議長（庄 司 和 雄君）小西理事。

総務担当理事（小 西 良 昭君）鱧谷議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、壁面改修工事につきましては、一昨年度、南面、昨年度、東面、今年度につきましては北面、西面の2面を同時に施工する予定としております。おおむね1面当たり南面で700万円程度、東面につきましても今回、760万円程度の予算を上げておりましたので、全体予算ベースでいきますと、多分3,700万円ぐらいの工事かと思えます。事実、予算ベースではそれだけですけれども、北面、西面につきましては、今年度同時着工しますので、それによる効果というものも当然見込まれますので、安くなるのではないかとというふうに想定しております。

あわせて、耐震のことについてですけれども、耐震改修が必要となる建物につきましては、昭和52年以前の建物につきましては耐震改修の必要がございますが、熊取消防署につきましては、たしか昭和58年か59年の建物ですので、耐震改修の必要はございません。

それから、今回の契約変更に伴います金額でございますが、金額につきましては、概ね103万6,000円強というような金額で契約の変更をしておるところでございます。

以上でございます。

議長（庄 司 和 雄君）松藤署長。

理事兼熊取署長（松 藤 忠 直君）最後の質問の中で、あとどれぐらいもたせるのかというふうな質問があったと思います。熊取町のほうのまちづくり計画課のほうと、この工事をする前に検討した事項なんですけれども、この工事をして外壁面の、今の工事に関しましては雨漏りを改修する工事ということで、この工事を実施して、あと40年ぐらいはもたさないかんとところで、この工事をさせていただいたというところがございます。

以上です。

議長（庄 司 和 雄君）小西理事。

総務担当理事（小 西 良 昭君）先程私が答弁させていただきました耐震改修の必要な建物の年数でございますが、誤っております。訂正させていただきたいと思えます。

昭和52年ではなく、昭和56年度以前の建物に対して耐震改修義務がかかっているということでございます。申し訳ございません。

議長（庄 司 和 雄君）鱧谷議員。

議員（鱧 谷 陽 子君）熊取町の建物については耐震化の必要はないということなんです。ただ、これだけクラックが入っているというようなことで、ほかのところに影響していくとか、そういうことは全く考えることはないんですね。それが影響するというふうなことは考えなくてもいいということでしょうか。

議長（庄 司 和 雄君）松藤署長。

理事兼熊取署長（松 藤 忠 直君）耐震工事に関しましては、先程熊取署のほうは必要ないと

ということがあったんですけれども、昭和58年以降の建物なんですけれども、一定の耐震化ということで、平成17年に耐震化のほうを実施させていただいております。

以上です。

議長（庄 司 和 雄君）ほかにございませんか。

木下議員。

議員（木 下 豊 和君）関連してちょっとお聞きしたいんですが、この庁舎は基礎工事そのものの躯体の不良が発見されたということですが、これは、今回の外壁の業者と、元々の本体工事をした業者は違う業者だと思うんですけれども、前業者の工事瑕疵ですか、そういったものは発生しないのかどうか。これはちょっと似たようなケースが泉南市の本庁舎でもございまして、50年以上前の工事で今回の耐震工事をやったときに、基礎部分の不良箇所が出てきたんです。ただ、これはいろいろ第三者評価などもしまして、影響があるのかないのかの調査をした上で、最終的にその工事が終わった後、もう一度、元々の工事の業者の瑕疵は時効で無いんですけれども、無料でやっていただいたと、こういうケースもございまして、逆に言うと今回のケースも、当初予定よりも2倍程コストがかかったということは、前の業者の責任もありそんな感じがするんですけれども、その辺の交渉経過なりございましたらお聞きしたいと思いません。

それからもう一つ、それぞれの消防署、沢山ございますけれども、今回新しい消防署をつくるに当たりまして、それは位置的なものを含めて賛成するんですけれども、問題は元々あります古い庁舎です。一番古いのは泉南市の泉南署だと思うんですけれども、昭和41年ぐらいだと思うんですが、相当経っております。耐震工事はやっていますけれどもね。今の計画からしますと六、七十年もたすような感じですが、こういったものを含めて機能的な問題なりを含めて庁舎全体の建て替えのそういうマスタープラン等ございましたらお聞きしたいと思いません。

以上です。

議長（庄 司 和 雄君）小西理事。

総務担当理事（小 西 良 昭君）まず、議員のご質問の1番目の前業者の瑕疵ということについてでございますが、今回の躯体の不良につきましては、本来想定しておったひび割れ、その量が当初予定よりも多く発生しておったということ、それから、あわせまして、RC構造になっておりますので、躯体を立ち上げる際の枠板のずれが2.4センチ程発生しておったというような通常の瑕疵と言うには当たらないのではないかなというふうに考えておるような不良箇所ございました。とはいうものの、そういう2.4センチ程度の段差であったとしても、タイルを張る上においてはモルタルをしっかりと施工しなければタイルの剥がれ落ち等発生すること、2回塗りのところを4回塗りに増加させて対応させていただいたというような内容でございます。

それから、古い庁舎の改修計画、マスタープランということでございますが、それにつきましては当然、今後20年、30年先の全体の組合としての署所の配置計画等を考える中において、建物の耐用年数等を考慮して改修ということも踏まえ、また新たな建築ということも踏まえてプランをつくっていかねばならないということで、現在策定をさせていただき準備を進めておるところでございます。

以上でございます。

議長（庄 司 和 雄君）木下議員。

議員（木 下 豊 和君）業者の瑕疵は無いということですが、ちょっと私が気になったのは、その交渉経過ですね。当初から分かっていたということなんですけれども、分かっていたのであればなおさら、前業者のそういうクラックがそれだけあるのであれば、きちんと責任追及できるのではないかなど。もちろん業界的には、時間的な経過がありますから、ないようなんですけれども、泉南のそういう例もございますから、もっともっと交渉して、逆に2倍にかかるコスト、2回塗りを4回する分は道義的な責任とかないのかというような交渉もあってしかるべきだと思うんですけれども、そのあたりどうなんでしょう。現場の担当者の方の判断だけではなくて、理事者の方も含めてそういう交渉もされていたほうがよかつたのではないかなど思うんですけれども、その辺もし、ございましたらお聞きしたいと思います。

それから、マスタープラン、わかりました。ただ、これから新しい庁舎もつくらなきゃいけないし、泉州南の全体構想、大変いろんな課題も抱えているのはよく分かります。ただ心情的に、私どもの泉南市からいろいろ声が出ているのは、とにかく泉南署が一番古いんだと。新しいところをつくることも結構だけれども、耐震工事もしていますけれども、これはまさに役所と並んで消防署というのは災害時の最大拠点でございますから、そういったものについて、やっぱり検討についてはもう少し前向きにマスタープラン、我々議会も含めて報告いただきたいと思うんですけれども、その2点、改めてお伺いしたいと思います。

議長（庄 司 和 雄君）小西理事。

総務担当理事（小 西 良 昭君）まず、1番目のご質問の前業者の瑕疵について、もう少し突っ込んだ検討が必要ではなかったかということで、言われる分もしかるべきところもあるのかなと思います。今後の改修工事に際しましては、そういうことも踏まえて検討させていただくようにさせていただきたいと思います。ただ、今回の改修につきましては、当初、建物の防水がうまくいかないと、雨漏りがしているということで壁面の割れがあるということが原因ではないか、その他、屋根の防水もだめではないかというようなことの中から改修に至ったわけでございます。当初、設計上では、やはりRC構造体につきましてはどうしてもクラックというのは発生するものであるという中で一定の想定をした、ただ、その想定量よりも多いクラックがあったというような状況でございます。

それから、庁舎の改修につきましては、マスタープランの中で十分、今、議員のおっしゃった内容についても考慮して検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（庄 司 和 雄君）ほかに。

和気議員。

議員（和 気 信 子君）今まで説明いただきましたけれども、一点だけお聞きしたいと思います。

初めに、この庁舎の改修事業、これは予算が組まれているんですけれども、その時点で、当初の調査の段階で予算が大体決まると思うんですけれども、そのときには予測できなかったということで、開けてみないと分からないという状況の中で額を、予算を組まれていたんだと思うんですけれども、こういった問題は、もっと調査をして、しっかりとすべきじゃなかったのかなというふうに思うんですけれども、その点はいかがだったのでしょうか。

議長（庄 司 和 雄君）松藤署長。

理事兼熊取署長（松 藤 忠 直君）この工事なんですけれども、先程から説明させていただいていますとおり、平成25年とそれと前年度、また今年度にわたっての工事ということで、平成25年に実施した際にはそういった段差というものがなかったということで、今回の昨年度の平成26年の工事に関しましては、それを想定しなかったというところで予算を組んだということでございます。そういった訳で、今回、平成26年にタイルのほうをめぐったら、そういった形になっていたということで、平成25年にはそういったことがなかったのも、それは想定させていただかなく、今回の、平成26年の予算を組ませていただいたということでございます。

以上です。

議長（庄 司 和 雄君）和気議員。

議員（和 気 信 子君）わかりました。

それともう一点なんですけれども、先程質問ありましたけれども、この新たな発生する予算については、これは熊取町が負担するのか、広域消防ですから、広域消防の中で、全体の中でまた各市町が分担されて分担金が発生するのでしょうか。その点、お聞かせください。

議長（庄 司 和 雄君）小西理事。

総務担当理事（小 西 良 昭君）今回の改修工事もそうですが、組合として工事を行なっておりますので、3市3町様の消防負担金の中で改修をさせていただいております。

以上です。

議長（庄 司 和 雄君）ほかにございませんか。

中原議員。

議員（中 原 晶君）本件にかかわって、まず入札の経過についてお聞きをしたいと思います。

この件については、議会の議決には付されないということでありますから、この場で改めて経過を簡単にご報告いただきたいと思います。

それからもう一つ、工事にかかわってお尋ねをしますけれども、工期から考えまして、12月5日から工事に着工していたのかなというふうに思うんですけれども、その時期から考えますと、実際にタイルを剥がしてみても、致し方なかったという事情もお察しはいたしますが、この増額という見通しが一定の段階で発生していたのではないかとこのように予測をするものなんです。この工事費の増額についてはいつ頃判明をしたのか、お聞きをしたいと思います。

それから、本件については、先程瑕疵の問題が少し出ておりましたけれども、工期の延長が発生したということで、自然現象によるところということもあるように聞いておりますけれども、契約規則の中では遅延損害金についても定められておりますけれども、今回の件については遅延損害金が発生する案件ではないと判断をされたらと理解をしていいのか、その点についてもお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（庄 司 和 雄君）小西理事。

総務担当理事（小 西 良 昭君）中原議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、本件工事に関しましての入札につきましては指名競争入札をさせていただいております。現在、手元に何者による指名競争かというデータがございませんので、後程ご報告させていただきますというふうに考えております。

また、工事の期間の設定の問題と、それから今回の変更工事が必要となった確認時期というご質問やと思うんですけれども、12月5日から契約履行期間が始まっております。年度末までの契約期間と、その中で、今回タイルの撤去が確か正月明けぐらいには始まっていた

というふうに考えております。そして、その時点ですぐさま段差が発見されたかということはありません。消防のほうで覚知したのが大体、3月の上旬ぐらいに工事のペースが遅いということで確認をさせていただいております。その時点では、十分に履行できるであろうというような考えの中で状況を見守っておったというような状況でございます。そのような中で、雨による工事の遅延ということが発生し、致し方ない部分であるなというふうに考えております。

それから、損害遅延金のことにつきまして、規則のほうで定められております。まず、損害遅延金が発生しますのは、履行期限を全うできない場合ということになります。その履行期限を延長する際の条件としまして、工事者の責によらないような理由ということの中に工事仕様の変更ということがございます。そういう内容でいきますと、事故繰越が適当であったというふうに考えております。

以上です。

議長（庄 司 和 雄君） 中原議員。

議員（中 原 晶君） 1点目にお聞きをしました入札の経過と結果については、今お手持ちの資料がないということですが、この会議開催中にきちんとお示しをいただけるのかどうか、その点について1点目は重ねてお聞きをしたいと思っております。

それから、2点目の工事について、2つ程お聞きをしました。タイルの撤去が正月明けからということで、先程のご答弁でいきますと、3月の上旬ぐらいの段階で履行できるだろうと考えていたということが報告、答弁いただきましたけれども、工事業者からは、タイルをめくった上で基礎躯体の不良ということになるんでしょうけれども、そのあたりの報告や相談はなかったのか、お聞きをしたいと思っております。

私がどうしてこういうことを聞いているかと言いますと、私は消防組合議会、今回初めてですから、それで任期は1年なわけで、その前のことは存じあげませんが、工事期間等から考えたときに、私はこの席にいない時期でしたけれども、今年の2月に定例会が開催されているわけですね。その時までにもし分かっていたのであれば、それ相当の報告が少なくとも議長なんかにはされていたのかどうかというあたりが少し気になりまして、お聞きをしているところなんです。そのことについて、もう少しお聞かせをいただければと思います。

遅延損害金の件については、ご判断をお聞きいたしましたので、それで結構です。

それから、もう少し重ねてお聞きしたいんですけども、今回工事を進めていてこういう事故繰越にならざるを得ないということが発生したということでもありますけれども、この工事にかかわっての理事者としてのチェックをどのように行うかという点について、もう少し掘り下げてお聞きをしたいと思っております。

といいますのは、消防組合の契約規則の中に、監督及び検査ということで、監督それから検査にかかわる職員を配置するということが定められておまして、それぞれその任についての方については、それぞれの責務をきちんと果たし、検査もし、結果も報告しなければならないということが定められているわけなんです。それで、消防組合の職員の方というのは、消防についてはプロ中のプロだというふうに私は思っているんですけども、特に今回のような工事にかかわる事柄についてのプロがおられるのかどうかという疑問が率直に発生するわけなんです。

す。

入札にかかわっては、例えば最低制限価格を定めるといった場合に専門職の方の視点というのは必ず必要になるわけです。この工事は安全に工事を進めていただくためにはいかに必要なのかということで、どうしても専門職の方の力というのは必要なんですけども、この消防組合の職員の方の中に、土木だとか建築にかかわる事柄についての専門職の方がおられるのかどうか。きちんとこういった工事でチェックを果たすということにおいても必要だと思うんですけども、専門職の方がおられるのかどうか、併せてお聞かせをいただきたいと思います。

議長（庄 司 和 雄君）小西理事。
総務担当理事（小 西 良 昭君）まず、先程答弁できませんでした本工事の入札内容につきましてですが、12者の入札をさせていただきまして、そのうち9者の応札がございました。その結果、今回施工しました勝藤建設が落札しておる状況でございます。

それから、タイルの撤去の時期を3月上旬に把握しておったということが時期的にどうだということなんです、工事の内容といたしまして、タイルの撤去が1月初めごろ始まり、その時期に多分、業者は分かっていたんではないかというようなご質問やと思うんですけども、当然、業者さんのほうは、ある程度は分かっておられたかと思いますが、十分とその施工期間内で収まるであろうというような想定もされていたと思います。その上で、最終的に雨天等、降雨さえなければ、十分に収まっていたのかなど。実質的に契約変更させてはいただいております。その内容で降雨による延長5日間、そして、それに伴いますモルタルの養生期間10日間と認めまして、15日間の延長で十分事が足りるということで対応させていただいておりますので、そういう意味では、致し方なかったのかなというふうに考えてございます。

それから、組合として管理、監督また検査要員についてはどう考えておるかということですが、消防組合職員の中に建築または土木関係の技術職というのは当然おりません。そのような中で、工事を行うに際しましては、やはり3市3町様のご協力をいただいておりますというのが実情でございます。例えば、熊取消防署の改修工事につきましては、熊取町役場の事業部の皆様のご協力を得て、積算設計を初め設計業務のお手伝いをいただいておりますし、検査につきましても当然、組合職員が検査を行うわけですが、技術的な意味では全くの素人が行っておるので、そういう部分につきましては元団体、3市3町様の建築並びに土木関係の技師の皆様にもお立ち会いいただきまして検査を同時にさせていただく中で、適切にやっておるというふうな状況でございます。

以上です。

議長（庄 司 和 雄君）中原議員。

議員（中 原 晶君）今、1点目の入札にかかわって簡単にご報告いただきましたけれども、念のため入札の経過、結果についての資料の写しをいただきたいんですけども、それは可能でしょうか。入札にかかわっては、この1点だけお答えいただきたいと思います。

それから、工事にかかわってお聞きをしておったんですけども、私がお聞きをしているのは、期限のこともさることながら、増額ということになったわけで、総額としては元々の予算範囲内で収まっているということは当然確認しておりますけれども、契約金額の変更が発生しているわけですから、モルタルの4度塗りということが必要になって、金額の増額が必要になるということの相談は業者からなかったんでしょうか。期限については先程お聞きしたところ

でありますので、天候のこともあり、致し方ないと思うんですけれども、金額の増額についての相談についても、業者から相談がなかったのか。今の答弁をお聞きしておりますと、少し業者さんとの話し合いが十分できていたのかどうなのかなということに不安を感じるわけなんです。

先程お答えいただいた中で、建築や土木にかかわる専門職がおられないと、それは当然のことだと思っております。それで、このことについては、この場では問題提起的にとどめておきたいと思っておりますけれども、それぞれの3市3町の団体の中の職員さんのお力をお借りして進めておられると。現時点では当然仕方がないことであると思えますし、今後もそういう方向かなと思っておりますが、少なくとも岬町の現状で言いますと、自分のところの町の仕事でもう手一杯なわけなんです。どこでも恐らく職員の方の定数管理がされて、職員の方はもう、ぎりぎりの数といえますか、もうマンパワーを超えているような、非常に荷重負担の中で仕事をされていると思っております。もちろん消防職員の皆さんもそうかも分かりません。

そんな中にありますから、それぞれの工事現場の団体の力を借りてと、連携はもちろん必要なことだと思っておりますけれども、やはりそこには無理も発生してくると思えますし、事柄によっては、もしかしたら消防組合の予算の中からご協力いただく団体に対して一定の支払いをしないといけないということもあるかも分かりません。やはり住民の生命と財産を守るという大事な役割を果たす団体なわけですから、その責任をきちんと果たしていくということを考えた上でも、土木や建築に関する専門職がない組織であるということに対する、また何らかの補充といえますか、組織を強化するということについては、今後この組合全体で考えていくべき必要がある事柄だというふうに思っておりますので、また折を見て、その点についてはぜひ理事者としてもご検討いただきたいと。この最後の点については、特に答弁は必要ありません。問題提起的に意見として述べさせていただきました。

2点目にお話をしました工事業者との話し合い、また増額が必要になったという事柄について十分相談ができていたのか、増額が発生すると見込まれた段階できちんといろんな調整だとか、話し合いがされていたのか、その点についてちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

議長（庄 司 和 雄君）小西理事。

総務担当理事（小 西 良 昭君）まず、入札結果についての資料につきましては、後程お届けさせていただきたいと考えております。

それから、入札結果、工事の内容につきまして業者との協議というのはどの程度やっておったかということですが、今回の変更契約の内容につきましては、さっきちょっと申しあげました、ひび割れに伴いますエポキシ樹脂の注入作業、これが想定よりも多かった。そしてまた、外壁改修の中で当然、窓枠ですね、サッシ回りの部分についてひび割れ等がありましたので、そういう部分の補修もしなければならぬとか、それから躯体について段差があったためにモルタルでの補修が必要であったとか、それから、あと電気設備関係のボックス、そういうような物が経年劣化によって腐食しておると。ですから、この際に取り替えなければなりませんということでの取り替えとか。

それから、庇上、裏表ですね、庇の上下部分での塗装ですが、これにつきましても、今回の目的が防水ということを目的としておりましたので、この部分をしなければ、やはり雨漏りは完全にとめられないでしょうというような内容の申し入れもありまして、そういう部分での増

額を認め、協議の上で、総額で100万円を少し超える程度の変更契約を結ばせていただいております。そういう意味では、業者と十分な協議の上で、必要な判断もさせていただいた上で変更契約を結んでいるというふうに確信しております。

以上です。

議長（庄 司 和 雄君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）ないようですので、平成26年度泉州南消防組合事故繰越報告を終わります。

議長（庄 司 和 雄君）次に、日程第6、議案第6号 動産の買入れについてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

北川消防長。

消防長（北 川 悟君）それでは、議案第6号 動産の買入れについてご説明を申しあげます。

恐れ入りますが、議案書の7ページをお開き願います。

高機能消防指令システムを購入するため、地方自治法第96条第1項第8号及び泉州南消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

件名は、高機能消防指令システムで、平成25年度から消防広域化により泉州南消防組合泉州南広域消防本部として業務を開始しておりますが、現状、地域住民からの119番通報の受信を初めとする通信指令業務は、組合設立前の4署で独立したまま行っており、一消防本部としての統制及び効率的な運用を図るため、整備するものでございます。今年度、高機能消防指令システムを整備することにより、管内の全ての119番通報に迅速、的確に対応し、現場到着時間の短縮による被害の軽減及び救命率の向上とともに、配置人員及び車両等の効率的な部隊運用を図っていく予定でございます。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は6億8,580万円、契約の相手方は、住所、大阪府松原市西野々二丁目1番45号、名称、株式会社富士通ゼネラル近畿情報通信ネットワーク営業部部长 坂口 晋でございます。

次に、入札結果についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、お手元の資料2-1を参照願います。

泉州南消防組合契約規則に基づきまして、平成27年5月11日に入札を実施し、指名6者中1者から応札があり、資料のとおり、落札者を決定したものでございます。

主なシステムの構成、運用方法については、資料2-2、A3横の資料、泉州南広域消防本部高機能消防指令システム構成案をご覧いただきたいと思っております。

まず、通信指令業務の中核として必要な通信指令センターを消防本部に設置し、指令台ほか主要装置を配置し、組合管内の全ての119番通報を受信し、有線回線により接続された各署所に出動を指令するものです。各署所には指令センターからの出動指令を受けるために必要な⑦指令電送出力装置や⑧庁内放送設備を設置し、また、消防車両、救急車両には、指令内容及び災害発生地点までのルート案内その他必要な情報を受信するため、⑨車両運用端末装置を設置するものでございます。

資料裏面には、高機能消防指令システムの主要装置について、番号ごとに外観イメージ図及び機器説明をお示ししておりますので、ご参照願いたいと思います。

以上、高機能消防指令システムを整備し、住民サービスのより一層の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（庄 司 和 雄君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

中原議員。

議員（中 原 晶君）入札の結果と経過についてお尋ねをいたします。

ちょっと1つ目は大変素朴な疑問で恐縮なんですけど、契約の相手方のことについてお尋ねをしたいんですけども、私、入札結果等についてこれまで目にしたことがあるところで、営業部の部長という方を相手として契約をするというようなものは余り記憶にございませんで、会社の代表者と契約を交わすというものをいつも目にしておるんですね。それで、今回は営業部の部長を務められている坂口さんという方と契約を結ぶということのようなんですけれども、こういったことはまああることなのか、とても素朴な疑問で申し訳ないんですけども、お聞かせをいただきたいというのが1点目であります。

それから、入札の結果の資料を確認させていただきまして、指名とはいえ、これは競争入札ということになるわけで、沢山の事業者に入札に参加していただくようにということで努力を払ってこられているんだらうということはお見受けするんですけども、この結果を見せていただく限り、1者みでの金額の入札になっているということでもありますから、これは入札の結果としては余り望ましくない結果だと言わざるを得ないというふうに思うんですけども、どうしてこういうような結果に至るとお考えかをお聞きしたいと思います。お願いします。

議長（庄 司 和 雄君）大西参事。

警備課参事（大 西 保君）まず1点目の営業部長ということでございますが、これは入札の資料にございますように、他の会社につきましては関西支社というような名称がほとんどありますが、近畿情報通信ネットワーク営業部、こういう名称の使用は株式会社富士通ゼネラルさん特有のものでございまして、全国的に地域によりこういう名称で拠点をつくり営業をしておるもので、営業部の部長様がその地域の総責任者であるということを知っております。

なお、もう1点の1者のみであったと、入札結果でございますが、これにつきましては、辞退された業者様の辞退理由は、仕様を満たせないという理由がほとんどでありました。これにつきましては、昨年度整備しました消防救急デジタル無線、それと今年度整備予定の高機能消防指令システム、この接続装置の構築というものが必要になり、デジタル無線と指令センターのメーカーが異なる場合は高額な接続装置、ゲートウェイと呼ばれている接続装置の構築が必要ということで、多数、辞退の会社が出たというふうに考えております。

以上です。

議長（庄 司 和 雄君）中原議員。

議員（中 原 晶君）2点目の事柄について、事情はよく分かりました。既に導入をされているデジタル無線のときに、今回落札をされた事業者が、落札したというか、既に今お仕事をされているということだと思っております。これは、こういうシステム関係については、消防だけにかかわりません。岬町においてもこういう傾向は当然あります。ということで言いますと、1回目の落札が非常に大事で、1回目を取れば2回目以降のシステム改修も非常に取りやすい。

圧倒的に有利ということになる訳なんです。そこから考えますと、入札、それも競争入札の競争原理が非常に働きにくいということになってしまいますので、このことについての仕組み上の改善ということを考えていく必要があると思うんです。このことについては、色々なお考えがあるようですから、現地、この泉州南消防組合においても競争原理がより一層働くようにということの努力を今後また重ねていただきたいと申し添えておきたいと思います。

以上です。

議長（庄 司 和 雄君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第6号 動産の買入れについては、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（庄 司 和 雄君）挙手全員でございます。

よって、議案第6号 動産の買入れについては、原案のとおり可決されました。

議長（庄 司 和 雄君）次に、日程第7、議案第7号 泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議案の説明を求めます。

北川消防長。

消防長（北 川 悟君）それでは、議案第7号 泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書9ページをお開き願います。また、議案書別冊1で、改正条例の新旧対照表を作成しておりますので、併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

今回の改正は、先の2月組合定例会でご承認賜りました一般職の職員給与条例の改正に伴い、退職手当の支給水準に及ぼす影響を鑑み、国家公務員退職手当法の改正に準じて、退職手当調整額を改定することを主たる目的としております。

それでは、題名に続きまして、泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例（平成25年泉州南消防組合条例第6号）の一部を次のように改正するといたしまして、第3条第2項中「次条第2項並びに第5条第1項」を、「この項、次条第2項並びに第5条第1項第3号」に改める。とありますが、これは引用する傷病の字句がこの項においても存在するため、改正したものでございます。

続きまして、第7条の4第1項第1号中「45,850円」を「59,550円」に改め、以下同項第6号中「16,700円」を「21,700円」に改め、とございますが、これら退職手当調整額の改定は、2月議会でご可決賜りました職員給与条例の改正による退職手当への影響を鑑み増額したものでございます。

次に、同条第4項第1号を削り、の文言以下、第10条の2関係の改正を含め、附則までの改正内容につきましては、条文の文言について所要の整備を行ったものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するといたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（庄 司 和 雄君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

和気議員。

議員（和 気 信 子君）この議案については、3月議会で先程もおっしゃってございました一般職員についての給与の規定が変わった状況の中で、当然、退職金のこれについても各市町のほうではもう採決は採れていると思うんですけども、この広域消防の分だけ、これだけがなぜこういった今の議会の中で出されるというのは、もっと早く一緒に、同時に出せられたらよかったですんじゃないかなというふうに思うんですけども、もしその理由がわかれば教えていただきたいというのと、それから具体的に退職金の第1号から第6号までというふうに額が変わってくるんですけども、影響額というのは、どれぐらいにアップされるのか、その点わかれば教えていただきたいというふうに思います。

議長（庄 司 和 雄君）小西理事。

総務担当理事（小 西 良 昭君）改正時期がこの時期になった理由でございますが、組合の議会につきましては、年4回、定例会が2回、臨時会が概ね2回ということで進んでおります。定例会の1回目につきましては2月議会となっております。3市3町様の退職手当条例の改正につきましては、3月議会でほとんど改正されておられます。そのような状況の中で、やはり3市3町の改正状況を見据えたうえで、組合としてもやっていくべきであるという判断の中で時期をずらせていただいてこの時期になったものでございます。

それから、影響額の問題ですが、今回の改正で概ね1万円程度の調整額が増額されているものでございます。この調整額の算定方法につきましては、退職時点の過去5年間に遡って調整額を支給するというふうになってございます。例えば、私が退職した場合を想定しますと、現職は理事ということ。その前に課長職をやっておったということになりますと、それに応じた年数にその額を掛け、60カ月という期間の設定になりますので、単純に計算しますと、1万円増額すれば60カ月分ということで、60万円退職手当が上がるというようなものでございます。

この改正につきましては、2月議会でご承認を賜りました組合の給与条例改正で平成27年4月1日に50歳代を中心に4%の給与カットをしてございます。それに対します影響を鑑みて、国のほうでも退職手当に影響を与えないようにというような形で、この調整額の増額がされたというふうになっておるものでございます。

以上です。

議長（庄 司 和 雄君）和気議員。

議員（和 気 信 子君）説明で分かったんですけども、今回、これは27年度の4月1日ということになっていますし、これから改善できるのであれば、もちろん各市町、3市3町が3月議会の中で議論されるべき、提案されている問題ですから、そういったことも考慮しながら、

この広域消防の議会も何らかの合理的にできる方法があれば、この時期に出さなくても事前にそういったことが解決できるんじゃないかというふうに思うんですけども、それが可能なか不可能なのかわからないですけども、私の意見として、この点はまた今後を考えていただければありがたいなというふうに思います。

以上です。

議長（庄 司 和 雄君）ほかにございませんか。

中原議員。

議員（中 原 晶君）私、新参者ですので、参考までにお聞きをするものなんですけれども、こういった案件については、消防組合の職員の皆さんの職員組合があつて、そこそ協議なんかしたりして合意をしたりするものなんでしょうか。ごめんなさいね。岬町の場合は、やはり労使といいますか、そこの協議や協調を大切に運用されているようにお見受けしておりますので、組合についてもこういった事柄について同じように話し合いをされて、こういう提案に至っているものなのかなという素朴な疑問で、参考までにお聞きしておきたいと思います。お願いします。

議長（庄 司 和 雄君）小西理事。

総務担当理事（小 西 良 昭君）消防職員につきましては、組合はございません。その兼ね合いで、時期がずれているという理由の一つにもこれは繋がるのかなと思います。3市3町様のほうにつきましては当然、職員の処遇に関することですので、労使協議をされていると。そういう結果を踏まえまして、組合としましても3市3町様の改正が終わる状況を見て、同じような改正をさせていただいておるといような状況でございます。

議長（庄 司 和 雄君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第7号 泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（庄 司 和 雄君）挙手全員であります。

よって、議案第7号 泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議長（庄 司 和 雄君）次に、日程第8、議案第8号 泉州南消防組合行政手続条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議案の説明を求めます。

北川消防長。

消防長（北 川 悟君）それでは、議案第8号 泉州南消防組合行政手続条例の一部を改正

する条例制定について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書11ページをお開き願います。

まず、本条例改正の骨子についてご説明を申し上げます。

国民の権利利益の保護の充実のための手続を整備することを目的に、行政手続法の一部を改正する法律が平成26年6月13日に公布されたことを受け、同様に本条例の一部を改正するもので、改正内容といたしましては大きく3項目ございます。

1項目めは、行政指導の方式についてでございます。これは、行政指導に携わる者が行政指導を行う際には、行政機関が許認可等をする権限、またはこれに基づく処分する権限を行使し得る旨を示すときは、その根拠となる法令や条例等の条項、規定する要件及び要件に適合する理由を示さなければならないというものでございます。

2項目めは、行政指導の中止等の求めでございます。これは、法令や条例等に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた場合において、その行政指導が法令や条例等に規定する要件に適合しないと思われるときには、その旨を申し出て、当該行政指導の中止、その他必要な措置をとることを求めることができるというものでございます。

3項目めは、処分等の求めについてでございます。これは、法令や条例等に違反する事実があるにもかかわらず、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思われるときには、当該処分または行政指導をする権限を有する行政庁または同じく権限を有する組合の機関に申し出て、当該処分または行政指導をするよう求めることができるというものでございます。

それでは、改正内容についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書別冊1、5ページの当改正条例の新旧対照表をご覧ください。

左側が現行、右側が改正後（案）となっています。

それでは、改正後（案）の欄をご覧ください。

目次につきましては、第4章において第34条の2を加えるとともに、第4章の2として、第34条の3を新たに起こしております。

次に、6ページをお開き願います。

第33条第2項は、先程ご説明いたしましたとおり、行政指導の方式について新たに第2項を追加するとともに、第2項以降の項ずれ等、所要の整備を行ったものでございます。

次に、6ページ中程から8ページにかけては、新たに追加しております第34条の2及び第34条の3につきまして、第34条の2では行政指導の中止等の求めに関する規定を追加したものでございます。

また、7ページ中程からの第4章の2、第34条の3につきましては、処分等の求めに関する規定を追加したものでございます。

最終8ページの第6章は、今回の改正に合わせ、字句の訂正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

説明は、以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（庄司和雄君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。
これより採決に入ります。

議案第8号 泉州南消防組合行政手続条例の一部を改正する条例制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（庄 司 和 雄君）挙手全員であります。

よって、議案第8号 泉州南消防組合行政手続条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり可決されました。

議長（庄 司 和 雄君）次に、日程第9、議案第9号 監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、阪 口 均君の除斥を願います。

（阪 口 均君 退場）

議長（庄 司 和 雄君）提案者の説明を求めます。

千代松管理者。

管理者（千 代 松 大 耕君）それでは、ただ今上程されております議案第9号 監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることにつきまして、私のほうから提案理由の説明を申しあげ、議員各位のご同意を賜りたいと存じます。

今回、消防組合議会選出の監査委員といたしまして、阪 口 均議員さんをお願い申しあげたいと存じます。

阪口議員さんは、熊取町議会より本消防組合議会へ選出されました議員さんで、住所は熊取町小谷南三丁目13番2号で、生年月日は昭和31年11月19日生まれの現在58歳でございます。先の一般選挙で熊取町議会議員に当選され、常任委員会の副委員長に就任され、熊取町政の推進にご尽力されているところでございます。

阪口議員さんは、人格・識見とも優れた議員さんでございますので、本消防組合の監査委員といたしましてはまさに適任者であろうと、このように考えまして、ご提案を申しあげる次第であります。

どうか議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（庄 司 和 雄君）お諮りいたします。

監査委員に阪 口 均君を選任同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（庄 司 和 雄君）挙手全員であります。

よって、監査委員に阪 口 均君を選任同意することに決定いたしました。

除斥者の入場を認めます。

（阪 口 均君 入場）

議長（庄 司 和 雄君）ただ今、監査委員、阪 口 均君の選任が同意されました。

この際、阪口均君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

阪口議員。

監査委員（阪口均君）発言のお許しを得ましたので、一言、監査委員就任のご挨拶を申し上げます。

ただ今、監査委員の選任同意をいただきました阪口均でございます。

今後は泉州南消防組合の監査委員として、厳正・公平に職務を全うしていきたいと考えております。

つきましては、議員各位のご協力をお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、監査委員就任のご挨拶にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（庄司和雄君）以上で、本臨時会の全日程が終了いたしました。

ただ今をもって、平成27年泉州南消防組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉会（午前11時07分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 庄 司 和 雄

5 番 議 員 木 村 正 雄

7 番 議 員 明 貝 一 平